

行革第287号

平成31年3月1日

各位

千葉県総務部長

(公印省略)

千葉県職員倫理条例及び千葉県職員倫理規則の施行について

平素より県行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、千葉県では、平成31年4月1日から施行される千葉県職員倫理条例・千葉県職員倫理規則につきまして、千葉県と関わりのある事業者の皆様にご理解いただくために、別添のリーフレットを作成しました。

千葉県職員は今後も襟を正してまいります。事業者の皆様におかれましても、県職員の倫理保持に御理解、御協力をいただきたく、貴傘下の会員等に対して同リーフレットにより御周知くださるようお願いいたします。

(連絡先)

千葉県総務部

行政改革推進課特別監察室

電話043-223-4455